

平成30年

上尾市教育委員会4月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 2 1 号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 1
- 議案第 2 2 号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定
について ----- 3
- 議案第 2 3 号 行政文書公開決定処分に係る審査請求に対する裁決に
ついて ----- 4

議案第 21 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 4 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育総務部教育総務課の表 4 の項中

(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 16 号）第 2 条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。				○	を
---	--	--	--	---	---

(5) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 16 号）第 2 条の規定により職員の職務に専念する義務を免除すること。				○	に改める。
(5) の 2 地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により職員が同項に規定する営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを許可すること。		○			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

営利企業等に従事することの許可に係る決裁区分を定めたいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 4 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則

上尾市立公民館管理規則（昭和 60 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の
一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 教育長は、各年度の公民館の事業の状況について、当該年度終了後、公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 112 号）第 10 条の規定による点検及び評価を行い、その結果を教育委員会に報告し、及び一般に公表しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市立公民館の事業の状況について、公民館運営審議会で評価・点検を受けた上で、速やかに報告・公表を行うため、この案を 4 月定例教育委員会に議案を提出する。

議案第23号

行政文書公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について
行政文書公開決定処分に係る審査請求に対し、別紙のとおり裁決する。

平成30年4月20日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

提案理由

行政文書公開決定処分に係る審査請求について、不適法であるため、却下の裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人

処分庁 上尾市教育委員会

審査請求人が平成30年3月22日に提起した処分庁による審査請求人に対する同年2月20日付け上教総第601号行政文書公開決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 平成30年2月9日、審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下単に「条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対して、『「上尾市教育委員会の執行機関の一員」であった[REDACTED]氏を「点検評価結果の客観性を確保する観点」から「学識経験者」として選出した<経緯>、<理由>、<客観性を担保していることが判別できる>文書または資料類。』の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件公開請求に対し、処分庁は、「<経緯>、<理由>、<客観性を担保していることが判別できる>」の要件に合致する文書の検索、特定を行ったが、完全に合致するものは存在しなかった。しかしながら、処分庁における平成29年度点検に当たって[REDACTED]氏を含め、3人の学識経験者に第三者評価を依頼する平成29年9月12日付け起案文書及び平成29年上尾市教育委員会8月定例会会議録4ページの「協議教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の当時の荒井正美教育総務課長の発言部分は、選任に関する行政文書として

存在していたため、平成30年2月20日、この二つの行政文書を公開する上教総第601号行政文書公開決定（以下「本件処分」という。）をした。

- 3 平成30年3月22日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査庁に対して本件審査請求を提起した。

第2 裁決の理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条には、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨が規定されているが、不服があればだれでも審査請求をすることができるわけではなく、当該処分に対する審査請求をすることについて法律上の利益がある者のみができることとされている。そして、「法律上の利益がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」をいうこととされている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決（民集第32巻2号211頁））。

条例では、市内に住所を有する者等には、処分庁を含む実施機関に対し行政文書の公開を請求する権利があることが規定され（条例第5条）、処分庁を含む実施機関には、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない義務があることが規定されている（条例第7条）。また、ここでいう行政文書は、実施機関が保有しているものを指している（条例第2条第2号）。

審査請求人は、本件処分により公開をした行政文書について、「部分的に判別できるのみの文書であったため」と、本件処分の取消しを求める動機を述べている。しかしながら、本件処分が審査請求人の意に沿わないものであったとしても、本件処分がされたことにより審査請求人の条例上の権利又は保護された利益を侵害されたりすることはなく、あるいは、必然的に侵害されるおそれがあることも考えられない。すなわち、審査請求人は上尾市民である限り、条例第5条の規定により、いつでも行政文書の公開を請求することができ、また、実施機関は一部の例外を除き、実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有している限り、条例第7条に規定

する非公開情報を除く行政文書を公開しなければならない義務を負っていることに変わりはなく、条例による上尾市の情報公開制度に関していえば、審査請求人に本件処分が存在しているが故の弊害は全くないといえる。

したがって、審査請求人は、本件処分に対する審査請求をすることについて法律上の利益がある者ということとはできず、本件審査請求は不適法であって補正することができない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法第24条第2項の規定により同法第3節に規定する審理手続を経ないで却下することが相当である。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法なものであるので、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められるときがあります。